

奈良県国民健康保険運営協議会委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十一月十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十四号

奈良県国民健康保険運営協議会委員定数条例の一部を改正する条例

奈良県国民健康保険運営協議会委員定数条例（平成三十年三月奈良県条例第六十七号

）の一部を次のように改正する。

本則中「第三条第五項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十二月二日から施行する。